

◎主なサービス内容（一般型ケアハウス）

月額利用料に含まれるサービス	専用居室と共用施設の利用
	生活相談サービス
	食事サービス：1日3食
	生活利便サービス（来訪者の取次ぎ、配達物の受取、各種届出の受付等）
	健康管理・支援サービス（市民健康診断等の案内、医療機関の紹介、健康相談等）
上記以外の別途費用負担の必要なサービス	安全管理サービス（安否確認、緊急時対応、夜間警備など）
	通院・外出等付添い及び送迎
	食事・入浴介助
	専用居室の光熱水
	費個人の買物代行
	居室内の清掃
	寝具リース料
衣類等のクリーニング代	

◎利用料金月額基本利用料金概算額(1か月が30日の場合) 令和元年10月1日改定

①事務費	②生活費	③管理費	④給湯給水費	月額負担額(=①~④の合計)
25,000円	46,940円	30,100円	3,000円	105,040円

①事務費（サービスの提供に要する費用）	人件費・施設維持管理費等、国の基準で定められた料金です。費用額については入居者の前年の対象収入により別表の階層区分表により決定されます。（式は区分6で計算表示）
②生活費	食事サービスに係る費用及び共用部分に係る光熱水費
③管理費（居住費）	家賃にあたる費用で {建築費（借入金利・備品含む－公的補助金）÷240ヶ月(20年)+定員、により算出しています。ただし築費及び建築資金にかかる借入金利の変動により金額が改定されることがあります。（金利の変動は金利情勢によります）
④給湯給水費	専用部分（居室内）において使用する給湯給水にかかる費用
⑤介護保険利用者負担分	特定施設入居者生活介護利用に伴う介護保険料の利用者負担分（介護保険負担割合と要介護度により金額が異なります。上記は要介護3の1割負担工社算表丞）
⑥電気代	専用部分（居室内）において使用する電気料金（電気代は実費清算となりますので使用量により変動します。）
⑦その他費用	・電話代、消耗品、オムツ代、洗濯代等、個人使用に係る費用。 ・通院、買物の送迎等特別なサービスは有料となります。

※1.入居時の一時金は頂きません。

※2.事務費・生活費は国の基準改定があった場合には改定されます。

※3.管理費については一括方式（入居時に6,480,000円）と併用方式（入居時2,000,000円、月々21700円）と全額分割方式（月々30,100円）があります。

※4. 11月から3月の間は、冬期加算として月2,070円が加算されます。

◎サービスの提供に要する費用区分表及び費用合計（概算）

サービスの提供に要する費用は、以下の表のように、入居者の年間収入によって異なります。 令和元年10月1日改定版

対象収入による区分	事務費	生活費	管理費	給湯給水費	合計
1 1,500,000円以下	¥10,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥90,040
2 1,500,001円~1,600,000円	¥13,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥93,040
3 1,600,001円~1,700,000円	¥16,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥96,040
4 1,700,001円~1,800,000円	¥19,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥99,040
5 1,800,001円~1,900,000円	¥22,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥102,040
6 1,900,001円~2,000,000円	¥25,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥105,040
7 2,000,001円~2,100,000円	¥30,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥110,040
8 2,100,001円~2,200,000円	¥35,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥115,040
9 2,200,001円~2,300,000円	¥40,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥120,040
10 2,300,001円~2,400,000円	¥45,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥125,040
11 2,400,001円~2,500,000円	¥50,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥130,040
12 2,500,001円~2,600,000円	¥57,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥137,040
13 2,600,001円~2,700,000円	¥64,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥144,040
14 2,700,001円~2,800,000円	¥71,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥151,040
15 2,800,001円~2,900,000円	¥78,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥158,040
16 2,900,001円~3,000,000円	¥85,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥165,040

対象収入とは、前年の収入（年金、恩給、財産収入等）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

◎主なサービス内容（特定施設入居者生活介護利用型ケアハウス）

月額利用料に含まれるサービス	専用居室と共用施設の利用
	生活相談サービス
	食事サービス：1日3食
	生活利便サービス（来訪者の取次ぎ、配達物の受取、各種届出の受付等）
	健康維持・支援サービス（市民健康診断等の案内、医療機関の紹介、健康相談等）
特定施設入居者生活介護に含まれるサービス	安全管理サービス（安否確認、緊急時対応、夜間警備など）
	食事・入浴・排泄介助
	通院・外出等付き添い及び送迎
	施設で行える衣類の洗濯、買い物代行等
上記以外の別途費用負担の必要なサービス	居室内の清掃
	専用居室の光熱水費
	寝具リース料 衣類等のクリーニング

◎利用料金 月額基本利用料金概算額(1か月が30日の場合)令和元年10月1日改定

(年収190-200万円分割払い要介護3で1割負担の場合)

①事務費	②生活費	③管理費	④ 給湯給水費	⑤介護保険利用者負担	月額負担額(=①~④の合計)
¥25,000	¥46,940	¥30,100	¥3,000	¥21,060	¥126,100

①事務費（サービスの提供に）	人件費・施設維持管理費等の基準で定められた料金です。費用額については入居者の前年の対象収入が2,100,000円以下の方は次項の区分表により減額されます。（最低10,000円まで）区分6で計算表示
②生活費	食事サービスに係る費用及び共用部分に係る光熱水費
③ 居住費（管理費）	家賃にあたる費用で〔建築費(借入金利・備品含む)－公的補助金〕÷240ヶ月(20年)+定員により算出しています。ただし、建築費及び建築資金にかかる借入金利の変動により金額が改定されることがあります。（金利の変動は金利情勢によります）
④ 給湯給水費	専用部分（居室内）において使用する給湯給水にかかる費用
⑤ 介護保険利用者負担分	特定施設入居者生活介護利用に伴う介護保険料の利用者負担分（介護保険負担割合と要介護度により金額が異なります。上記は要介護3の1割負担で計算表示）
⑦その他費用	・電話代、消耗品、オムツ代、洗濯代等、個人使用に係る費用。 ・通院、買物の送迎等特別なサービスは有料となります。

※1.入居時の一時金は頂きません。

※2.事務費・生活費は国の基準改定があった場合には改定されます。

※3.管理費については一括方式（入居時に6,480,000円）と併用方式（入居時2,000,000円、月々21700円）と全額分割方式（月々30,100円）があります。

※4. 11月から3月の間は、冬期加算として月2,070円が加算されます。

◎サービスの提供に要する費用区分表及び費用合計（要介護3の1割負担で概算）

サービスの提供に要する費用は、以下の表のように、入居者の年間収入によって異なります。

対象収入による区分		事務費	生活費	介護保険利用者負担	管理費	給湯給水費	合計
1	1,500,000円以下	¥10,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥ 111,100
2	1,500,001円~1,600,000円	¥13,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥114,100
3	1,600,001円~1,700,000円	¥16,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥117,100
4	1,700,001円~1,800,000円	¥19,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥120,100
5	1,800,001円~1,900,000円	¥22,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥123,100
6	1,900,001円~2,000,000円	¥25,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥126,100
7	2,000,001円~2,100,000円	¥30,000	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥131,100
8	2,100,001円以上	¥31,700	¥46,940	¥21,060	¥30,100	¥3,000	¥132,800

「対象収入」とは、前年の収入（年金、恩給、財産収入等）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。